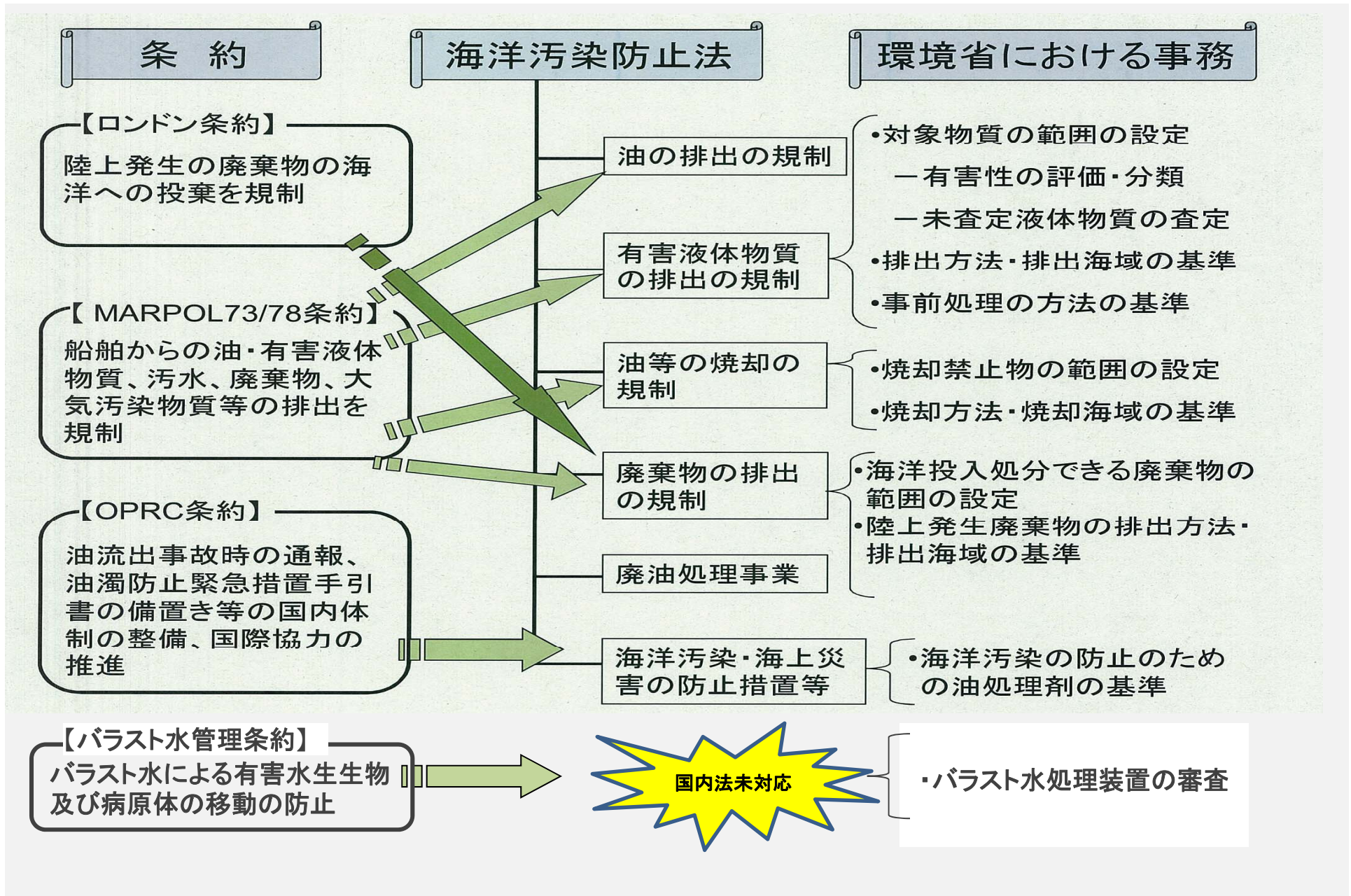


海洋環境行政について

12月10日(金)
環境省水・大気環境局
海洋環境室

1. 海洋汚染に関する国際条約と国内での対応



廃棄物の海洋投入処分に係る海洋環境室の役割

- 海洋投入処分の許可申請の審査

- 1. 許可申請書
- 2. 海洋投入処分がやむを得ない書類
- 3. 事前評価書

- 今後の海洋等投入処分のあり方の検討

- 廃棄物海洋投入処分課題等検討会の開催
- 産業廃棄物(建設汚泥、赤泥等)の海洋投入処分量の削減の可能性の検討

許可証

- 海洋環境モニタリング調査の実施(海洋投棄の影響把握)

- ロンドン条約議定書対応
 - 海洋投入処分量の報告
 - 締約国会合への参加

国名	不活性地質学的無機物質 (IIGM) (万トン)													
	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	-	287	279	268	287	264	246	268	270	248	239		250	260
フィリピン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		315,000 MT	18
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	0
メキシコ	-	-	-	-	-	2	0	-	-	-	-		-	0
カナダ	164	169	237	129	26	46	48	91	90	107	33		125	-
ノルウェー	-	0	1	0	28	-	18	-	121	86	22		0	-
韓国	-	-	-	29	17	3	5	-	-	2	1		-	-
中国	18	-	-	-	-	-	52	-	-	-	-		-	-
香港	2	94	205	83	75	52	0	-	-	-	-		-	-
ポルトガル	689	34	44	65	-	-	-	-	-	-	-		-	-
アイルランド	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-
英国	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-
合計	891	586	765	574	434	365	369	359	481	442	295		375	278
													+315,000MT	

各国の海洋投入処分量

海洋への油及び有害液体物質による汚染防止(マルポール条約)

- MARPOL73/78条約
- 海洋汚染防止法
 - ー油及び有害液体物質の排出規制
 - ー液体化学物質の有害性の判定
 - X類、Y類、Z類 and OSの分類
 - ー排出に関する技術基準

● 海洋環境室の担当業務

付属書II

- ーケミカルタンカー等によりばら積みの液体貨物として輸送される物質及びこれらの物質を含むタンク洗浄剤等について、有害性の程度に応じ事前処理方法、排出海域等を規定
 - ー国際海事機関による有害性の判定の国内法令化(国際輸送)
 - ー環境省による有害性の査定(国内輸送)
 - 未査定液体物質査定検討会の開催

	排出海域		排出方法	
	事前処理後最初に貨物タンクに入れた水	その後に貨物タンクに入れた水	事前処理後最初に貨物タンクに入れた水	その後に貨物タンクに入れた水
有害液体物質を海洋へ排出をする船舶(通風洗浄をするものを除く)	X類 距岸12海里外かつ水深25m以深(南極海域を除く)	すべての海域	(1)一定以上の速度以上で航行中に排出 (2)海面下に排出 (3)一定の排出率以下で排出	限定なし
	Y類		限定なし	限定なし
	Z類 全ての海域(南極海域を除く)		限定なし	限定なし
通風洗浄する船舶	限定なし		限定なし	
有害液体物質を海洋に排出しない船舶	(汚染分類による違い)			

付属書V

船舶で生ずる廃物の排出海域及び排出方法の規制をしている。



油等の流出事故対策(OPRC条約)

- OPRC条約、OPRC議定書
- 国家緊急時計画
 - 環境省の役割
 - (1) 地方公共団体との連絡体制の確保
 - (2) 地方公共団体・関係団体等に対する研修の実施
 - (3) 油等汚染事件の影響の評価と対策
 - (4) 野生生物の救護等

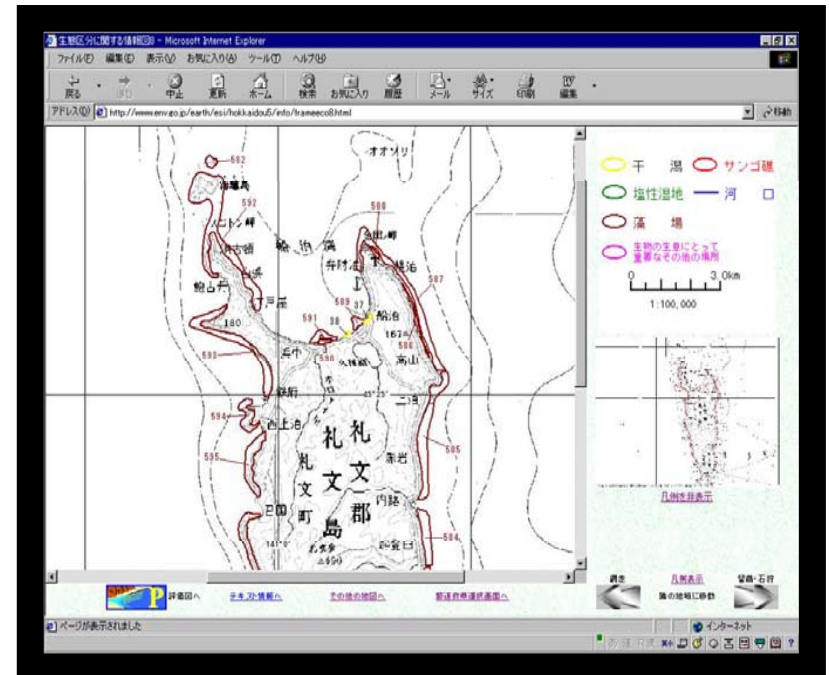
油汚染事故で死亡した水鳥



- 脆弱性沿岸海域図の整備
 - 保護すべき海岸
 - 油・有害液体物質の漂着後に残留が予想され、そのことにより自然環境全般に多大な影響があると考えられる海岸



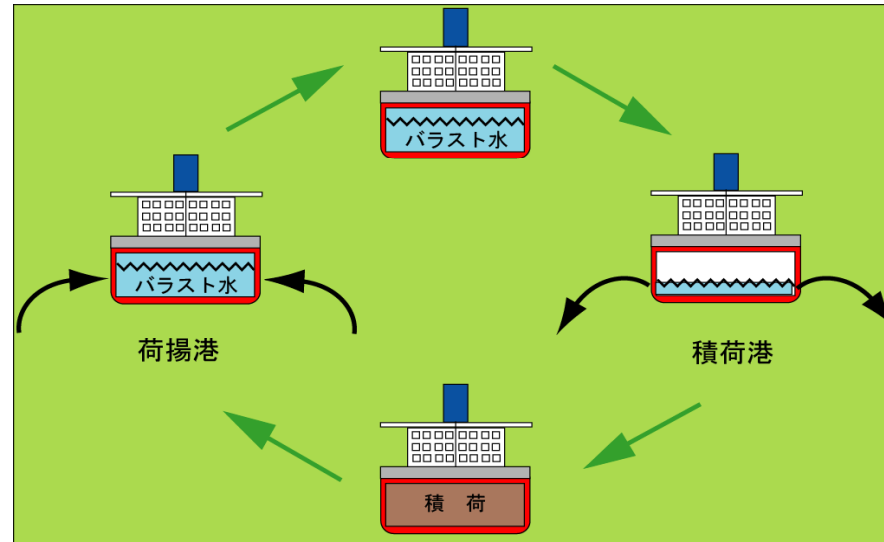
防除重点地域の迅速な決定が可能



バラスト水による有害水生生物及び病原体の防止(バラスト水管理条約)

バラスト水とは？

○ バラスト水とは、空荷になった船舶の安全確保のために搭載する海水。空荷になった船舶の出発地で積み込み、目的地で排出されることが一般的。近年、海洋・沿岸域における生態系の破壊や漁業被害への寄与の可能性が指摘されている(相模湾、大阪湾、博多湾などで、外来生物による捕食活動によって従来種が減少との報告あり)。



バラスト水管理条約の採択

○ 平成16年に船舶バラスト水中の生物による海洋生態系攪乱を防止するバラスト水条約が採択されたことから、現在、同条約発効に備え基礎情報の収集等を行い受入れ準備を進めている。



環境影響をもたらした生物の例



ミジンコ

黒海→バルト海
繁殖により漁業妨害



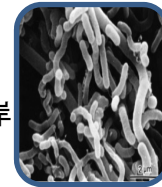
モクズガニ

北アジア→西欧、バルト海、北米西岸
生態系破壊



ワカメ

北アジア→南豪、米西岸
欧州
生態系破壊
貝類養殖に被害



コレラ菌

?→南米、メキシコ湾
1991年に南米で100万人が感染、1万人が死亡

IMO(国際海事機関)

2. 日本における海洋ごみ問題と国内対策

長崎県(対馬市)



山形県(遊佐町)



【海岸漂着物による被害】

- 近年、国内外から大量の漂着物が我が国の海岸に漂着
 - 海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等

国内での対策の経緯

海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などの深刻化が指摘。

- 平成18年4月
「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」設置
- 平成19年3月
「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議
とりまとめ」策定

「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議
取りまとめ」の概要

- 政府としての漂流・漂着ゴミに対する基本的な方針、関係者の責務を記載。
- 漂流・漂着ゴミに係る予算の取りまとめ。
- 地方公共団体の取組状況に関するアンケート調査の実施。

関係省庁による取組が進展。

しかしながら、

- ①関係者の努力でもなお処理しきれない量と質の漂着物が各地の海岸に流れ着いていること
 - ②海岸漂着物等の処理に関する体制の在り方が明確ではないこと
 - ③他の都道府県や外国に由来するものも多く、被害を受ける海岸を有する地方公共団体による対応だけでは必ずしも十分ではないこと
- 等の課題も指摘。

海岸漂着物処理推進法の制定（平成21年7月）

基本方針の閣議決定（平成22年3月）

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)の概要

目的 海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る

責務・連携の強化

- ①国の責務
- ②地方公共団体の責務
- ③事業者及び国民の責務
- ④海岸を有する地域のみならずすべての地域における関係者間の連携の強化

海岸漂着物等の円滑な処理

(1) 海岸管理者等の処理の責任等

- ①海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない
- ②海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない
- ③市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない
- ④都道府県は、海岸管理者等に対し、必要な技術的助言等の援助をすることができる。
- ⑤市町村は、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸管理者に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。

(2) 地域外からの海岸漂着物への対応

- ①都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認める場合は、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。
- ②環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。
- ③外務大臣は、国外からの海岸漂着物が在することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、外交上適切に対応する
- ④都道府県知事は、海岸漂着物が在することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

海岸漂着物等の発生の抑制

国及び地方公共団体は、

- ①発生状況・発生原因に係る定期的な調査
- ②森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置
- ③土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導

に努める

民間団体等との連携の強化

教育の推進等

調査研究等

財政上の措置

- ①政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない
- ②政府は、国外又は他の地方公共団体から大量に海岸漂着物が漂着する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする
- ③政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める

海岸漂着物対策推進会議の設置

海岸漂着物対策活動推進員・団体の委嘱

基本方針・地域計画の策定等

国の基本方針



都道府県の地域計画
(海岸漂着物対策推進協議会)

法制の整備

政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

※本法については、施行から3年後に必要な見直しを行う。

環境省による主な漂着ごみに関する調査(平成22年度)

(2) 漂着ゴミ状況把握調査
 ・漂着ゴミのモニタリング
 ・全国的・経年的な状況把握



地域の関係者等連携した漂着ゴミのモニタリング

効果的な漂着ゴミ対策に関する施策の立案

海岸漂着物処理推進法
 第二十二条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

(3) 漂着ゴミ原因究明調査
 ・主要ゴミの発生実態調査
 ・流出状況の追跡調査

(1) 漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査
 ・モデル地域における詳細な分析、回収・処理体制の構築

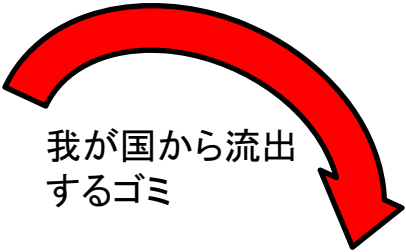
実効的な発生抑制対策の実施



太平洋地域の海鳥のヒナ3羽の死骸から発見されたゴミ
 (写真提供: JEAN)

地域の実情に応じた漂着ゴミの効率的・効果的な回収・処理方法の確立

(4) 漂着ゴミ国外流出対策調査
 ・太平洋地域における影響をシミュレーションにより調査



3. 海ゴミ問題についての国際的連携



医療系廃棄物の
大量漂着

H18 長崎県

過去の漂着量

- 2005年 : 約24,000個
- 2006年 : 約27,000個
(うち、外国語表記が約1,000個)
- 2007年 : 未確認
- 2008年 : 約2,000個
- 2009年 : 約200個
- 2010年は再び増加傾向

H21 長崎県



生活系廃棄物



廃ポリタンクの大量漂着

H22 長崎県

過去の漂着量

- 2000-2005年 : 11,000-38,000個
- 2006年 : 約9,300個
- 2007年 : 未確認
- 2008年 : 約43,000個
(うち、ハンゲル文字表記が約18,000個)
- 2009年 : 約17,000個
(うち、ハンゲル文字表記が約6,200個)
- 2010年 : 約22,000個
(うち、ハンゲル文字表記が約11,000個)

※二国間協議等を通じ、申し入れ・調査等を実施～